

# 海田町教育大綱

# 海田町教育大綱

## 1 大綱の策定の趣旨

平成 26 年 6 月 20 日公布、平成 27 年 4 月 1 日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）では、教育行政の責任の明確化のための新教育長制度の導入、首長と教育委員会が協議・調整する場としての総合教育会議の設置などの改正がありました。さらに、この総合教育会議において、首長は、教育委員会と協議して、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

これを受けて、海田町においても平成 27 年度と令和 3 年度に海田町教育大綱を策定しました。

この度、現行の教育大綱の計画期間が終了するため、さらなる教育行政の充実を目指し、新たな教育大綱を策定します。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）【抜粋】

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 2 大綱の位置づけ

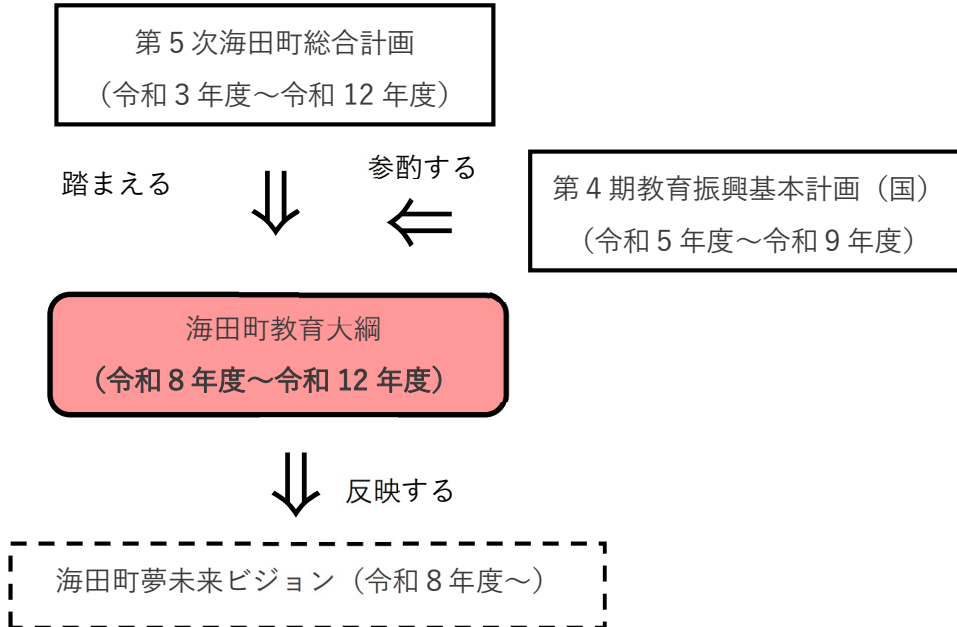
本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定により策定する海田町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

本大綱は、海田町のまちづくりを方向づけ、施策を総合的かつ計画的に実行していく「第 5 次海田町総合計画」を踏まえるとともに、教育基本法に基づき策定される国の教育

振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるものです。

本大綱の示す方向性は、「第5次海田町総合計画」後期計画期間である令和12年度までの5年間、海田町教育委員会の実施方針にあたる「海田町夢未来ビジョン」に反映させることとします。

### 【海田町における上位計画・関連計画と本大綱の位置づけ】



### 3 大綱の構成

海田町の歴史的経緯や地理的条件など、特徴や良さを生かした教育を推進することとし、「学校教育」においては児童生徒を、「社会教育」においては町民をそれぞれ主人公としつつ、相互に連携・補完し合いながら取組を推進します。

また、生涯を通じて学び続けることで、成長を実感し、生きがいや人生の意義、持続的な幸福感を得るなど、町民のウェルビーイング（個々の幸せや生きがい）を実現するため、以下の教育施策をもとに構成することとします。

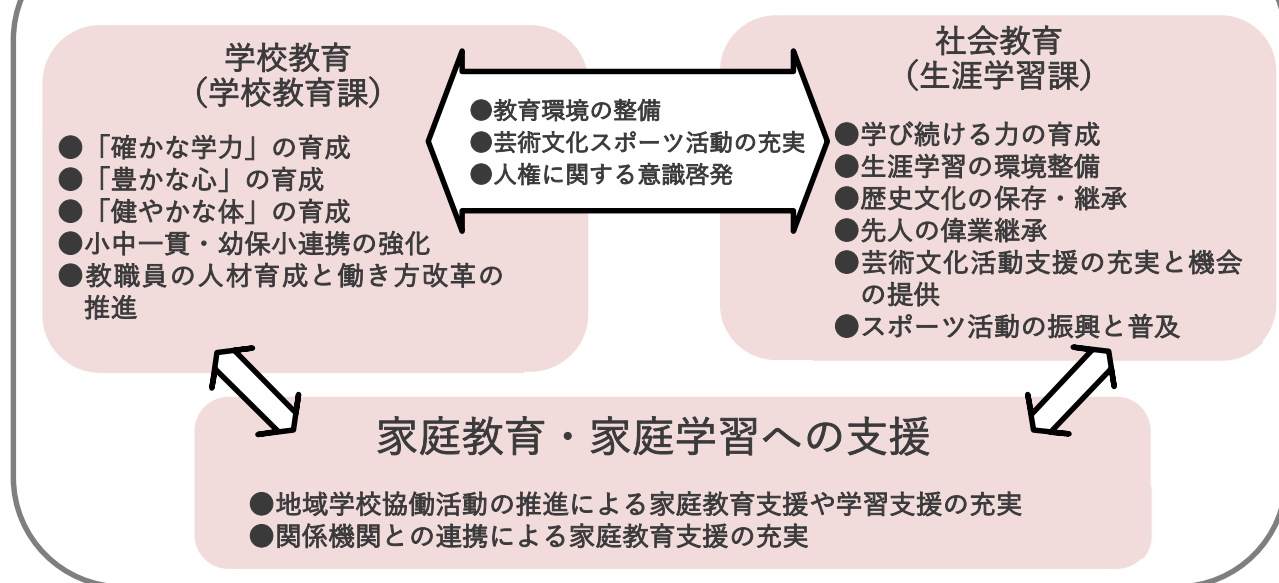
#### 基本理念（案）

「町民一人一人が学び続け 成長を実感できる教育の実現」

#### コンセプト

- だれでも、どこでも、いつからでも学び続けることができること
- 学校教育と社会教育が連携した取組により一人一人が成長していくこと
- 学習、スポーツ、文化等について、地域・家庭での共通の話題や笑顔が増えること

# 海田町教育大綱



## 4 施策の展開

未来をつくる、海田のこども達「海田っ子」や町民が、生涯を通じて学び続けることができるよう、教育施策を展開します。

### (1) 「夢と志を持ち、学び続ける」児童生徒の育成

#### ① 「確かな学力」の育成

##### ア 基礎・基本の徹底

- ・各種学力調査等の活用による児童生徒一人一人の状況把握とそれに基づく基礎・基本の定着に向けた授業の改善・充実
- ・特別支援教育における個に応じた指導の展開と一人一人の自立に向けた支援

##### イ 新たな時代への対応

- ・基礎的な知識・技能の定着を基に、急速かつダイナミックに変化する社会環境や世界情勢に対応する資質・能力の育成
- ・教科学習で得た知識・技能を活用し、主体的・協働的に新たな価値を生み出す教育活動（こども議会での主権者教育や探究的な学習等）の推進

##### ウ デジタル化への対応

- ・デジタル化社会に対応したICT環境の充実とデジタル機器の積極活用による情報活用能力の育成

#### ② 「豊かな心」の育成

- ・学校司書の配置や学校図書館の充実による読書活動の促進
- ・道徳教育や生徒指導の充実による児童生徒の規範意識の醸成
- ・体験活動と関連付けた道徳教育の充実による自己肯定感の高揚
- ・防災教育の取組による危機管理意識の醸成

- ・生徒指導体制の構築と生徒指導上の諸課題の解決のための福祉・医療・司法・警察機関等との連携体制の確立

### ③ 「健やかな体」の育成

- ・基本的な体の動きを身に付けその楽しさを味わう教育活動の推進による健やかな体の育成
- ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着と食に対する自己管理能力の育成

### ④ 小中一貫・幼保小連携の強化

- ・「海田っ子」の育ちや学びの円滑な接続に向けた、町内の小学校教諭や幼稚園教諭・保育所保育士等で構成される「幼保小連携協議会」の活用による、幼保小連携教育の推進
- ・小中連携して学びを支援するための、中学校区を核とした「学校運営協議会」の活用による、地域に開かれた学校づくりの推進

### ⑤ 教職員の人材育成と働き方改革の推進

- ・時代の要請に基づく教育を実施するための教職員の資質向上
- ・教職員の働き方改革の推進による、児童生徒に向き合う時間の確保

## (2) 「学びを通じて人とつながる」社会教育の推進

### ① 学び続ける力の育成

- ・公民館や児童館等を拠点とした「海田っ子」の放課後の居場所づくりの推進
- ・次代を担う青少年の健全な育成に向けた、地域や関連機関と連携した青少年健全育成活動の推進
- ・大人としての自覚を促し、シビックプライド（町への誇りや愛着）を育む「二十歳のつどい」の開催

### ② 生涯学習の環境整備

- ・町ホームページやSNS等を利用した効果的な情報発信による、幅広い世代の各種講座・イベントへの参加促進
- ・住民にとって必要な課題やテーマについて学習する機会を提供するためのまちづくり出前講座の充実
- ・生涯にわたる学びを継続するためのライフステージに応じた学習活動の支援・充実

### ③ 郷土の歴史文化の保存・継承する取組推進

- ・旧千葉家住宅をはじめとする文化財の調査研究や保存修理及び積極活用
- ・郷土の歴史文化についての学習機会の充実及びシビックプライドの育成
- ・文化財を後世に継承するため、専門職の配置による、切れ目のない保存・活用体制の構築

### ④ 織田幹雄氏をはじめとする先人の偉業継承

- ・織田幹雄氏の偉業の顕彰及び継承を目的とした、織田幹雄記念館における展示活動・イベント等の実施

- ・庁舎及びふるさと館における名誉町民、町民栄誉賞受賞者の偉業の顕彰

### ⑤ 芸術文化活動支援の充実と機会の提供

- ・海田町文化スポーツ協会との協働による、住民が芸術文化活動に参加しやすい環境整備
- ・芸術文化活動への興味・関心を高めることを目的とした、優れた芸術文化に触れる機会の充実

### ⑥ スポーツ活動の振興と普及

- ・こどもから大人まで地域に根差したスポーツの振興を目的とした、スポーツ団体の支援
- ・年齢や体力等に関係なくスポーツを楽しむことを目的とした、誰もが参加しやすいニュースポーツの普及

## (3) 学校教育と社会教育の連携

### ① 充実した教育環境の整備

#### ア ハード面

- ・学校施設における多様な学びに対応した教育環境の質的向上と、安全・安心の確保に向けた老朽化対策の一体的な整備の推進（町立学校の校舎建替の基本理念を踏まえた建替計画の推進、長寿命化改修を通じた計画的・効率的な整備）

#### 【町立学校の校舎建替の基本理念】

「つくる」……子供みんなの居場所をつくる（明日また行きたい）

「つづく」……学校の伝統や歴史がつづく（継承する）

「つながる」…地域の未来につながる（誇りを育む）

- ・地域課題や住民ニーズに対応した社会教育施設の整備方針の検討及び生活の質を高める第三の居場所となるサードプレイスの整備

#### イ ソフト面

- ・地域と共に育つ学校づくりを具現化する「学校運営協議会」の活動による地域に開かれた学校づくりの見える化
- ・児童生徒の安全・安心の向上に資する学校と地域の連携強化
- ・悩みを抱えた児童生徒、保護者に対応するため、専門的な知識・技能を有する人材（教育相談員、SC、SSW等）の配置による、児童生徒一人一人の置かれた状況に応じたきめ細かい支援の充実

### ② 芸術文化スポーツ活動の充実

- ・「海田っ子」の可能性を広げる芸術文化・スポーツ活動など多様な体験機会の提供
  - ・体験活動等を通じた、「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方の習得
  - ・生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う教育の推進
  - ・スポーツに親しむ環境を形成するため、夜間・土日を活用した「学校開放事業」の取組による、スポーツや体力づくりの場の確保
- ③ やさしさや思いやりの心を持てる人間力の形成
- ・自他を尊重し、互いに認め合うため、人権教育事業の実施による、人権に関する意識啓発

#### (4) 家庭教育・家庭学習への支援

- ① 地域学校協働活動の推進による家庭教育支援や学習支援の充実
- ・「海田っ子」の放課後の居場所づくりの推進【再掲】
  - ・ライフステージに応じた学習活動の支援・充実【再掲】
  - ・地域における青少年健全育成活動の推進【再掲】
  - ・誰もが参加しやすいニュースポーツの普及【再掲】
- ② 関係機関との連携による家庭教育支援の充実
- ・こども一人一人の置かれた状況に応じた、町の福祉関係課や医療機関等、関係機関連携による成長支援
  - ・幼保小連携及び小中一貫教育による、「海田っ子」の育ちと学びを連続させる取組【再掲】
  - ・「海田っ子」の基本的生活習慣の確立に係る取組

### 5 大綱策定後の進行管理

大綱に基づく具体的な事業については、毎年度策定する「海田町夢未来ビジョン」の中で検討することとします。当該ビジョンに基づく事業の実施に当たっては、PDCAサイクルによる進行管理、点検・評価、見直しを行うものとします。